

議 事 録

会 議 名	令和 7 年 第 7 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 7 年 7 月 2 5 日 (金) 午後 3 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：1 番 大久保泰明 2 番 金子イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 農地最適化推進委員 委員：9 番 川島 博英 1 1 番 露木 武光 計 1 0 名		
欠席委員	1 0 番 相原 善久		
農業委員会事務局	事務局長：吉田慎也 主査：広田智之 主査：岸大吾 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 農地法第 3 条（委員会） 日程 第 2 農地法第 4 条（知事） 日程 第 3 農地法第 5 条（知事） 日程 第 4 非農地証明願について 日程 第 5 農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約） 日程 第 6 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約） 日程 第 7 農地造成工事施工承認願について 日程 第 8 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動） 日程 第 9 農地法第 4 条（届出） 日程 第 1 0 農地法第 5 条（届出）		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 7 年第 7 回定例総会を開会いたします。出席委員は農業委員 8 名中 8 名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、農地利用最適化推進委員が 2 名出席しております。本日の議事録署名人に、7 番と 1 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案番号 5 6 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号 5 6 号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり田端地区の調整区域内農地 1 筆です。譲受人は、トラクターなどを所有しており、ナス、トマト、キュウリなどを作付しています。当該地では米を作付する予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、約 0. 3 km、徒歩約 4 分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間 1 5 0 日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、地区担当農業委員である 7 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。		

7 番：田も耕作していますし、周囲に影響もないと思われるので、問題ないと思います。

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 5 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 5 6 号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号 5 7 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号 5 7 号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり田端地区の調整区域内農地 1 筆です。譲受人は、トラクターなどを所有しており、米などを作付しています。当該地ではハウレンソウを作付する予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、約 0. 4 km、徒歩約 5 分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間 1 5 0 日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である 7 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：現地を見ているが、管理も一生懸命やられており、周囲に影響もないと思われるので、問題ないと思います。

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 5 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 5 7 号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号 5 8 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号 5 8 号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり田端地区の農用地区域内農地 1 筆です。譲受人は、トラクター、草刈り機、コンバイン、田植機、耕運機などを所有しており、小松菜、ハウレンソウ、枝豆、ネギなどを作付しています。当該地では小松菜を作付する予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、約 0. 7 km、車で約 3 分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間 1 5 0 日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である 7 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：譲受人もいろいろと作られており、機械などもお持ちなので、問題ないと思

います。周囲への影響ありません。

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号５８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号５８号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号５９号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号５９号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり田端地区の調整区域内農地１筆です。譲受人は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機などを所有しており、米、小松菜、枝豆などを作付しています。当該地では小松菜、ホウレンソウ、枝豆を作付する予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、約０．４km、徒歩約５分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である７番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

７番：隣地で作付けされていますが、きれいに管理されていますので、問題ないと思います。

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号５９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号５９号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第２、農地法第４条の規定による許可申請について、議案番号６０号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号６０号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある市街化調整区域内農地１筆で、転用事業の内容は貸駐車場です。町内に本社を持ち近隣で事業を営む運送会社から、車両の集約を行うため、当該申請地を貸してほしいと要望があり、申請者が申請地を自ら転用するものです。申請者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第２種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である５番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：周りが住宅等で、周囲の農地に影響もないと思われるので、転用して問題ないと思います。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 6 0 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 6 0 号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第 3、農地法第 5 条の規定による許可申請について、議案番号 6 1 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号 6 1 号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地区にある市街化調整区域内農地 1 筆の一部で、転用事業の内容は、コンビニエンスストアの駐車場です。開発の関係で店舗部分と駐車場部分を 2 期に分けて農地転用許可申請を出すこととなっており、店舗部分については先月議案を上げさせていただいたところですが、今回は駐車場部分についての申請がありました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかなです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第 3 種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である 4 番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：事務局と現地確認を行いました。現地はセブンイレブンが建築中で、周囲への影響もないと思われますので、転用については問題ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 6 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 6 1 号は、原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号 6 2 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号 6 2 号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある市街化調整区域内農地 2 筆の一部で、転用事業の内容は貸駐車場です。コンビニエンスストアの駐車場設置に伴い、既存の駐車場の移設が必要となったため、倉見 799 番の所有者である 2 名の連名での申請となりますが、倉見 800 番が単独所有であるため、5 条の申請となっています。申請者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかなです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第 3 種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である 4 番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：事務局と現地確認を行いました。こちらの転用に関しましても問題ないと思

います。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号62号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号63号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号63号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区にある市街化調整区域内農地5筆で、転用事業の内容は、貸車両置場です。町内の工場で建設及び物流関連車両を生産している会社の生産車両を置く場所が不足していることから農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私8番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明いたします。

会 長：以前も当該地の東で実績があり、周囲の農地にも影響がないと考えられるため、問題ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号63号は、原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号64号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号64号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり田端地区にある市街化調整区域内農地1筆で、転用事業の内容は、農家の分家住宅の建設で、譲渡人との間で使用貸借権を設定する予定です。なお、譲受人は、その他に土地を所有しておらず、将来の介護や子育て環境を考慮しても他に適地がないということから農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第1種農地です。許可の基準としては、原則許可しないとなりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置するものに該当するため、例外的に許可できることとなっています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である7番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明いたします。

7番：分家住宅とのことですが、周囲に対しても影響がないので、問題ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号64号は、原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第4、非農地証明願について、議案番号65号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号65号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地区にある調整区域内農地3筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成19年から駐車場であります。農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。当該地は農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われるので、非農地証明交付はやむを得ないとししました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である4番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4番：7月11日に事務局と現地確認をしました。長い間駐車場となっており、農地への復元は難しいと思われます。近隣農地への影響もないと考えられるので、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号65号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第5及び6、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案番号66号及び69号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号66号及び69号を朗読)

(説明) 当該地は大曲地区にある農用地区域内の農地1筆で現況は田です。期間については、5年間です。借受人は実績があり、トラクター、コンバイン、乾燥機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私8番から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：事務局と現地調査をしてきました。現地はきれいに管理されており、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号66号及び69号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

事務局長：総員挙手
会 長：では総員挙手ですので、議案番号６６号及び６９号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号６７号及び７０号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号６７号及び７０号を朗読）
（説明）当該地は小動地区にある農用区域内の農地１筆で現況は田です。期間については、５年間です。借受人はトラクター、ロータリー、マルチャー、ハンマーナイフモア、野菜乾燥機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である３番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

３番：７月１１日事務局と現地を確認しました。現時点では当該地自体は別の人が耕作しており、次作から借受人がやるということだと思われませんが、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号６７号及び７０号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手
会 長：では総員挙手ですので、議案番号６７号及び７０号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号６８号及び７１号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号６８号及び７１号を朗読）
（説明）当該地は宮山地区にある調整区域内の農地１筆で現況は畑です。期間については、５年間です。借受人は軽トラ、トラクター、管理機、マルチャー、ハンマーカッターなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である２番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

２番：７月１１日事務局と現地調査をしました。河原の圏央道のそばの土地です。暑さと水不足で大変な中、頑張って耕作をされていました。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号６８号及び７１号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手
会 長：では総員挙手ですので、議案番号６８号及び７１号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第７、農地造成工事承認願について、議案番号７２号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号７２号を朗読）
（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農用区域内農地１筆で、現況は田です。盛土高は田面から４０ｃｍとし、畑として利用する計

	画です。南側及び西側の隣地境界は盛土により水平にします。畑に転換後は、葉物野菜を作付けする予定です。 会 長：続いて、地区担当農業委員である４番から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。 ４番：事務局と現地確認をいたしました。周囲を畑に囲まれており、田としては利用できないので、造成するのは問題ないと思います。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号７２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号７２号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。次に、日程第８、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告番号４８号の１件、日程第９、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告番号４９号から５１号の３件、日程第１０、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号５２号から５５号の４件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第３条の３第１項の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり３件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり４件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 （特になし） 会 長：では、以上をもって、令和７年第７回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	１．令和７年第７回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 大久保 泰明 議事録署名人 相田 孝

本議事録は、令和７年８月２５日、承認・署名を得て確定しました。